

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	NAVER株式会社 Chief Executive Officer Seong-sook Han
【住所又は本店所在地】	大韓民国京畿道城南市盆唐区仏亭路6(亭子洞、Green Factory)
【報告義務発生日】	平成30年9月20日
【提出日】	平成30年9月25日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の増加

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	LINE株式会社
証券コード	3938
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（市場第一部）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	NAVER株式会社
住所又は本店所在地	大韓民国京畿道城南市盆唐区仏亭路6(亭子洞、Green Factory)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成11年6月2日
代表者氏名	Seong-sook Han
代表者役職	Chief Executive Officer
事業内容	インターネットサービス

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	LINE株式会社 投資開発・IR室長 矢野 哲
電話番号	03-4316-2050

（2）【保有目的】

発行会社の創業者であり、安定株主として保有しております。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	174,992,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B 9,764,543	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 184,756,543	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		184,756,543
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		9,764,543

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年9月20日現在)	V	240,240,642
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		73.90
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		72.87

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年9月20日	新株予約権付社債券	4,898,888	1.96	市場外	取得	7,467
平成30年9月20日	新株予約権付社債券	4,865,655	1.95	市場外	取得	7,518

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>平成30年9月4日に、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社（以下「借入者」といいます。）との間で提出者が保有する発行者の普通株式6,000,000株（以下「本件貸与株式」といいます。）について株券等貸借取引に関する契約書を締結しています。なお、本契約の終了期限は以下のとおりです。</p> <p>ア．平成30年9月4日付で発行者が決議した、海外一般募集及び第三者割当による2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本件社債」といいます。）が2018年9月30日までに発行されない場合、2018年9月30日から5営業日が経過した日</p> <p>イ．本件貸与株式のうち半分については、本件社債が発行された日（以下「本件社債発行日」といいます。）から5年を経過した日から5営業日が経過した日。本件貸与株式のうち残りの半分については本件社債発行日から7年を経過した日から5営業日が経過した日。</p> <p>ウ．本件社債が早期償還された場合、早期償還日から5営業日が経過した日</p> <p>エ．本件社債の全てについて株式への転換がなされた場合、全ての転換がなされた日から5営業日が経過した日</p> <p>ただし、上記ア．もしくはエ．において、借入者に株式が貸与されなかった場合は、(ア)実際に貸与がなされた日から5営業日が経過した日または(イ)上記ア．もしくはエ．に該当する日から8営業日が経過した日のうち先に到来する日まで延長されます。</p> <p>Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、J.P. Morgan Securities plc、Goldman Sachs International及びMizuho International plc（以下「共同主幹事」といいます。）に対し、平成30年9月4日から平成31年3月19日（当日を含む。）までの期間中、共同主幹事の事前の書面による同意なしには、発行者が平成30年9月4日付で決議した第三者割当による2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行により取得した新株予約権付社債を含む発行者の新株予約権付社債及び発行者の普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面を平成30年9月4日付で差し入れております。</p>

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	103,879,758
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	103,879,758

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地